

もう、チェックした？



秋田県の最低賃金

秋田県最低賃金 (すべての産業に適用されます)	最低賃金額	効力発生日
	時間額 695 円	平成 27 年 10 月 7 日

特定最低賃金 (25年10月改定日本標準産業分類)	最低賃金額 (時間額)	適用する使用者	適用除外労働者 <small>(この欄に掲げる労働者は、上記の秋田県最低賃金が適用になります)</small>
非鉄金属製錬・精製業 (非鉄金属合金製造業を含む)	818 円 27.12.24 発効	次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 左端欄の産業 (2) 左端欄の各産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が左端欄の各産業に分類されるものに限る。)	(1) 各産業共通 ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ・清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者 (2) 電子部品・デバイス等製造業のみ ・電気部品の組立又は加工の業務のうち、主として卓上において行う組線、巻線、はんだ付け、取付け又は検査の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業 (光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ、電気音響機械器具製造業を除く)	751 円 27.12.24 発効		
自動車・同附属品製造業	790 円 27.12.24 発効		
自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	781 円 27.12.24 発効		

最低賃金未満の労働契約は無効です。

なお、次に掲げる賃金は、最低賃金額の計算には含まれません。

- (1) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- (2) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (3) 1ヶ月をこえる期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (4) 時間外、休日及び深夜労働に対する賃金



詳しくは、秋田労働局賃金室又は労働基準監督署にお問い合わせください。

秋田労働基準監督署 (TEL018-865-3671)	能代労働基準監督署 (TEL0185-52-6151)
大館労働基準監督署 (TEL0186-42-4033)	横手労働基準監督署 (TEL0182-32-3111)
大曲労働基準監督署 (TEL0187-63-5151)	本荘労働基準監督署 (TEL0184-22-4124)

秋田労働局労働基準部賃金室 TEL. 018-883-4266

秋田労働局ホームページ URL <http://akita-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>